

令和5年度 庁議（臨時）概要

- 1 開催日：令和5年10月5日（木）17時10分～17時25分
- 2 議事概要：以下のとおり
（●議題提出部局説明・回答、☆意見・質問）

議題1 不適切な事務処理にかかる注意喚起について

●更屋総務部長（資料1-1に基づき説明）

「資料1-1」は、今年度発生した不適切な事務処理を原因とする10件。これに加えて、警察本部においても6月19日に公表している公文書の誤廃棄があった。全て公文書の不適切な処理と個人情報の漏洩に係る事案。

☆中村子ども・福祉部長

当部では、聴覚障害者支援センターでパソコンへの不正アクセスによる個人情報流出の可能性（No. 6）、障害者虐待に係る公文書の紛失（No. 10）が発生した。お詫び申し上げます。

これを受け、指定管理者や委託先に対し、外部からの不正アクセスの危険性等について注意喚起を行うとともに、事案が発生した場合は速やかに県に一報をいただけるように周知徹底を行った。

公文書については、昨日緊急の管理職会議を開き、文書管理の徹底、再発防止に向けて職員一人一人に周知徹底を行うことを確認した。

☆福永教育長

当事務局では、宇治山田高校における個人メールアドレスの漏洩及び再漏洩（No. 5①②）、教育財務課における督促催告状の誤送付による個人情報の流出（No. 7）、南伊勢高校における住民票の返却ミス（No. 8）の計4件の情報漏洩事案が発生した。県民の皆様に変な御迷惑をおかけし、お詫び申し上げます。

短期間に連続して事案が発生する事態となり、気の緩みがあったと言わざるを得ないと考えている。各事案においてダブルチェックなどの再発防止策を講じるとともに、ヒューマンエラーを防ぐための対策を議題とした臨時のコンプライアンスミーティングを開催するなど、職員の気の引き締めを図っていく。

☆小倉医療保健部長

当部では、公文書の紛失及びその公表が遅れるという信用失墜事案が発生した（No. 4）。お詫び申し上げます。また、一覧表にはないが、県立病院においても、事務ミスの発生及びその公表遅れがあり、県民の皆様からも厳しいご指摘をいただいた。

県の内部だけではなく、関係団体についても県に対し厳しい目を向けられていることを改めて認識した。今後、部内および出資団体に対し再度周知徹底を行う。

●更屋総務部長（資料1-2に基づき説明）

「資料1-2」は、平成25年12月に作成した「コンプライアンスハンドブック」から抜粋した不適切な事務処理をなくすための5箇条である。風通しのよい職

場づくりや情報共有、チェックの励行に加え、危機意識を持つ他、個人の責任追及ではなく、原因を究明したうえで、再発防止に努めていただきたい。

不適切な事務の低減に向け、緊張感を持って業務を進めていただくよう周知徹底をお願いします。

議題2 公文書の不適正な取扱いに関する公表指針の見直しについて

●更屋総務部長（資料2に基づき説明）

「資料2」は、公文書の不適正な取扱いに関する公表指針の改正案である。公文書の不適正な取り扱い事案が立て続けに発生したことを受け、いたずらに公表まで時間をかけず、判断に迷わず公表できるよう公表指針を改正することとした。

改正内容は、「4 留意事項」下線部のとおり、まずは速やかに知事に報告、第1報を行うことを冒頭に記載することとした。また、公文書の紛失の可能性がある場合には、不適正な取扱いか否かが不明な段階（紛失と確定していない段階）においても、同様とする旨を明示することとした。

☆一見知事

今回、立て続けに不適切な事案が発生している。気の緩みや、文書の取扱いについて系統的に不適切な部分があるのかもしれない。早急に対応策を考え、正をする必要がある。

文書紛失はヒューマンエラーによるところが大きい。“あつてはならないもの”ではなく、“起こり得るもの”と捉え、その対策を考える必要がある。

我々公務に携わる者は、扱っている情報の質と内容が民間とは大きく異なる。県民お一人お一人に関する情報を扱っているということ、公務に携わる者としての自覚を再確認してほしい。その上で4項目の指示を出す。

- ① 今回の不適切な事務処理については、県民の県政に対する信頼を損なうものであることを重く受けとめてほしい。
- ② 事案が発生した部局においては、原因究明を行ったうえで再発防止策を実施し、その内容を総務部へ報告すること。総務部でとりまとめを行い横展開につなげていく。
- ③ 今回事案が発生していない部局においても、これを他山の石として未然防止策をとるよう、部局内に注意喚起をしてほしい。具体的には、部内会議で各課長に伝達を行うとともに、各課長に対し課内会議等において十分伝達するよう指示をしてほしい。
- ④ 一番重要なのは、指針を改めた点である。今回発生した事案の大部分が、書類を探しているうちに期間が徒過してしまったというケースであった。初動の捜索には、2～3日の時間かかるかもしれないが、見つからない場合は速やかに報告をするように。